

## 千葉県開発審査会傍聴要領

平成15年12月24日 制定

平成25年 8月14日一部改正

令和 6年 3月18日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県開発審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の決定等)

第3条 傍聴人の定員は、原則として10人以内とし、会議の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定める。

- 2 傍聴希望者は、会議開催の6日前（土・日・祝日を除く）までに、住所、氏名及び電話番号を記載した書面等により事務局まで申込みを行うものとする。なお、点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮を必要とする者は、事務局まで申出を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づく傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。
- 4 前項の規定により決定した傍聴人が定員に満たない場合は、会議開催当日にも申込みを受け付けるものとし、傍聴希望者は、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入するものとする。受付は、開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。
- 5 前項の規定に基づく傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴人の入室)

第4条 傍聴人は、会議開始前に、会長の許可を受けた上で、事務局の指示に従い会議の会場へ入室するものとする。

### (傍聴の入室制限)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者

- (3) プラカード、のぼり、旗、笛その他会議会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他会議の円滑な運営を妨げる恐れがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は静粛を旨とし、会長及び事務局の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) 携帯電話、PHS、その他これらに類するものは、使用できないよう電源を切ること。
- (6) パソコン、ワープロ、その他これらに類するものは、使用してはならない。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人への指示)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 3 非公開の議案について審議するときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(報道対応)

第8条 会長は、報道関係者に対し、会議が開始される前の指定された時間内に限り、会場内における写真等の撮影を認めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、傍聴人等が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合には、会長は撮影を制限し、又は拒否することができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月18日から施行する。